



291
39
/

古座高校図書印
28.10.21
蔵書NO. 396

中根七郎 馬書



付一カキ

通林を道邊に置て各其材を伐りて之を邦家に於
て至崇至高のことにたり人の上たる者も此點に於て
是よりたゞ斯くして玉座に村あり
然るに世に之に及ぶる現象甚少なり其を以て世に
埋木と名する所の是果山積を強し悲むべき也
彼の舊忠古令と東一葉輝は巨に捕りて其著しくたると
て徳川中期よりたゞ一邦家の大りて然るに其材
の少くはしいは世に存せりたゞ其材極めて多きこと
信するなり

徳本の拾集を必るなり

昭和十九年一月一日

照著 近志

一 大初賢吾君の行状
二 島野盛康君の傳
三 熊谷萬三右衛門の事
四 佐藤家の事 歴大振

大地覺吾君行狀

余

那智神社に言司皇孫盛姫君と地勢書云々、旧方、松務と云
一、右の千句を云々せし

東寺書新古巻終中巻

中根七島様

皇孫盛姫

研

拜禮無一殿階海丈人行杖一為末と拜見仕儀云々書紙
下於下等面清談初朝の事及下等遊詠一首を拜承す
曰く

天津守、我々君の瑞國よりともの上たの富士のハ
たす

今此詩を拜見し、胸に懐旧追慕の情に不勝感服す、瑞乳

中上信房日國三上國の侍りし教諭閣下等々との交際
かゝる事案細後部中上信不莊

十月念五(昭和八年十月)

信房十人とし是を待たり以て中上信房の代りたり

けし書

以松房を大抵一類の一人とす大抵五郎作君当時和歌山
月和歌山信月館舎に送り其意見を承けたる事
理事長

學藝界人之の瑞翁孫十一き瑞翁見様及老人一は
り一之一殊に吾等一よりさかぬ氣の強かり一夫は
不無智多く勝手一からす遂に一家一門を亡一甘一窟
の深き方たれ一甘陰一所一し勝手多し事案の遠きか
り一と短し多しはれ一か一り中上信房表無き方宜しき事
存候

と取一來了

中上信房世輩君と大抵和歌山信月館の女たより短し思慮し
書ふ女大夫の合あり賢者の姑一病一事案此等君の事

語るを因くはると意匠を因ふ一層言ふにせむるが如
く記述したる事も傳りし跡ナ
又五右衛門の所謂一門一家にせしむることも掛懸と
一類八下等輩の業たり此に運命を告ぐし事ナ富強を
り昂一門等事業に玉碎したる訣たり此事を以て富強
者ノ漸として攻撃せしむる不肖たり其上小和歌山一門
祭事ヲ妨害せられたる事遺傳ノ禁ノ古
以上之事は地味者ノ一門にせしむる事ナ五右衛門
の希望に在せし一門祭事ヲ見合せしむる事ナ其後第ニ
置くことナリ

大地覺言君行状

東年孝節大地所の大地覺言君と通稱を覺右衛門と云ふ
角右衛門として書き傳新の時覺言と改めた名を頼治と云
其先と和田義盛の三男朝比奈三郎義秀より義秀は和田
合戦の後大地に逃れ一子頼秀を築いて行れしか行つ
たは頼秀君は大地氏の祖先と有つて代ニ能野の豪族と
なり掛懸事業を盛ふやつて有る
覺言君の人となり志志を極めて鞏固と有つて奉公の
念も厚く其傑出の言の及ぶ難き識り感服する人ナ
有つた予か義祖母と君の姑と有つて有る所は關係が縁
り予と君の晩年を交を厚くすこと十五年許り君が
新嘗年に来らるる地味者定高の油屋に投宿せらるるに

日より一平が家へ遊ばれ、さうしてよく遊ばるれば、放談快
語時の移るを知らずかつた、而して休里に帰らるゝ、如摩
二書が等や、所感も殊せられた、君の書東中明治四十
一年十月四日付の書せられた通信、一節を録して、往時
を懐ふこと、す。

尊属今十月四日午後集議便五時三十分、到着伏して
拜請す、や後僕病苦を忘る事を打上歸り上つて喜始
と極むる、不家内等甚だ不審を抱くの次第も、あつて
盲目同様の我眼力、一平素尊君の奉直賢剛の希氣質
を乍憚見授け、社務授の實際如何を之を明かす告ぐ
るを得ぬ、而して御答如何あらんと存せし、不僕僕が
思ふ様を御説明あり、と真感佩難有次第誠と頼母敷

尚更崇敬の意を重ぬ修云

君と予と、斯く心中を打明けし意見を未だ合ふた同柄
し有つた、君の家を代々領主の如き生活振りに有つたが、
一朝未曾有の災害を遭ひ、神籙事業を之を中止せねばな
らぬこととなり、殊常の困窮せられた、又れども君は鷹揚
であつて昔の仇を失たをんが、而して存命中は自ら戒名
を授け、無一殿賞を唯足居士と定められ、明治四十二年一
月七日疾んで、新宮の栂会油屋にて卒せられた、大地所順
心寺の先墓に葬られた、享年七十六とある、
君が卒せられたり、既に二十五年往時を回想し、一時た追
慕の念が禁へぬ、若し君を以て得たの境地を在らしめた
ならん、大志の功を樹し、世を益する、ことが一層多かつた

て有らば、南海の一隅を新築せしめたること甚だ惜み
と思ふ、夫れは曾て聞見したるの逸事を書留めて後昆に
告ぐることとしたりた、不文にして事案を悉すことか出来ぬの
才遺憾か思ふ。

君の慧敏

君幼年の頃、小師匠に就きて讀書を學べられた或る年の正
月、稽古初め或かあつて、多くの弟子達か父兄を伴ひ、
塾が集つた師匠と弟子と前か近き、其學ぶたる書物を讀
み、一守り護らす其成績群を校するたので、師匠と大に
喜ばれ、特に褒美を與ふることたりたりた、君も自れは何
の功もなきに、若し成績佳良たりとすれば、其も偏り師匠の

賜、師匠の又たるを見り、弄りて、あつて弟子より褒謝す
べきに有るとも、賞を受くることを肯せざんた、師匠も其
言を聴き、非常か感慕し、涙を垂りて泣き、他の父兄等も
嗟嘆して止まざんた是れ、七才の時であつた。

君の膽力

又久年同大地の捕鯨事業、経営困難に陥つたので、新宮藩
の所仕入りたり、君も之を率領した、後日本沿海類に
警を告ぐるに及び、君も和歌山藩の命を奉り、魚船二
十隻を率ひ、紀淡海峡の警備に加られた、以時のこと、
有らば新宮藩の血気の壯士等も、君も和歌山に在りて本
藩に親既して新宮藩の不利を計り、そのとて暗殺を企
した、君の手代某之を伺き、警備して君も外出せぬ様小

勤めたりし君が我輩を辱く落まると帯刀を許されてる
が、今日より外出のときも刀を腰に一行か引く事をした
軍代と帯刀してさへ懸念を有るが無刀では非常な危
険たりし切に外出を止めたが、君は肯せし一曰ふに
刀を帯びて傷をせらるれば取つてさへ無刀をたて居る
不幸より一凶を小聲でし取存とならんとて以来刀を
腰に外せられた後君の心事の正しきことか知れり
無事と済むを人が其膽力と眼したると云ふことと有る

君の辯才

明治十一年天地の餘方にも曾有の災害ありし事業に頓
挫を来した君は君を復興の資金を有力者が仰かむと
して明治十四年の比東京に赴き奔走して盡力せられた

中、滞在久しくたりし費用が困窮したため、他人の訴訟
代理をして一時を渡された、それより數を法廷に出られた
が、法廷に出ると、君の辯論巧妙に經理懸然として亦つて
常に對手方を辱せしめ、大方を勝訴として、其辱らさるる
の不利を陥らるるを、以故に後には對手方之を厭ふ、當
局に向ひて君の代理仕頭を停止せられたりと哀願して
ことか有つたり云、先づ角君は非常な辯才のあつた一人
つた。

君の十技

君は遊技に餘り多くの力を用ひし風、無かつたが、其は
人並に打ち将棋をかたり強かつた、時々對して強かき
て小唄を詠ふことあり、之は同じの程強かり、揚子大鼓

し巧み有りたると見え、君東京に在り時一日染草辺を
散歩したるに、揚子屋あり、賞を懸けし杖を弄せしもの
あり、青きや遊人等か遠く一連り小矢を射つるを、之
を見たまへ、興が湧いたるに、店に入り、一言を談みんとし
た、君も快く通へ、一塔の上口にたのむ、君も丁寧小弓
を詢へ、矢を矯むたが、傍に掃子を見り、居た店主は、其状の
尋常なみのを察し、君も必す百發百中の巧者有り
と、恐れ懸き、辭し、君も微笑し、居らざる者を若
けながら、小矢を射つ、標的を狙ふた、初めの一矢、射か
ず、外にたが、次より發するもの、悉く的中せざるを
か、たのむ、觀者も大に驚嘆し、た、後、東京府南西の
揚子屋前を發射したるものあり、君を撥し、同西側の丈

同小載せしおつたらし

君の機智

君も東京に在るとき、一日新屋より一家の急を報、帰途
を信し、来たる君も急を結末し、出發し、途中新屋のこと
を尋ねし、一寺あり、寺より日没の頃、小品別殿下着いたが
被し、藁中を甚軽くして、到着途中の宿料を弁することか
出来ぬ、僅し日々の米代を償ふ程、旅より持合せた、當惑
し、たか急ち一計を案出し、尋ねし、其地の第一寺の、機智
あり、懇ろ主人の面會を申述べた、店主等、之を極みたる
に、動かぬのし、主人とて、未志を伺した、君も一掃し、
吾も熊野地方の大地覺古衛門なる者も、何れ機智と
業とす、と善く人の和り新、あしが、先年未嘗有る天災

大地の樞取崎は岩礁乱立、海上浪高く、古来難處を以て、
遊船往來する船は此崎を樞の方向を轉して、樞取
崎の名あり所以なれど、此處に燈塔を點して標識とし、
航海の安全を期するのみならず、近辺の漁舟の便利多
かるべしと、大なる球燈を求め、毎夜崎頭を揚揚した然
るに風雨甚しく天候不良の夜に點燈出来ぬ其れが暴風
とたれと柱折れ球燈砕けて用なきを、それの色ニ工夫
の末、自身より堅固なる平家を建て、四方より防風の石
垣を圍らし、屋上を向中許りの小樓を構へて之を燈樓と
し、三面を硝子背面を磨鏡の如く武力板を張り、火光を
遠く反射せしむる装置を作り、中は大なる洋燈を點した
るに、燈光煌明海上より之を望むと突然小燈臺の如く

傾き航路の便となり、漁舟の安全を喜んだれど、若く是
を遊船標識の効あり、一歩を深く歩むる小艇外に
も大なる支障を來した、若く海軍省のとりよりの停止の命令
を被り、

其處に大地崎の燈臺を點し、大なる燈火あり、遠く之を消燈
せしむる一との命令あり、命令如何ともし、若く若く種
日の盡くと言ひく、為餅を焼く一を、斯くして消燈したる
後、航海の取船を奇異と思ふた、地方の漁業者
等て不便を唱へ、左を、これ種々不意の末、若く期す
る所あり、彼の燈樓の下の家屋一室に大なる洋燈を
七八つ點火したる所、前面の硝子障子を通過して點す所の
火光は煌爛として前の燈火に幾倍した。

後日かち経て又上司の嚴命が下り、大地崎の燈台を熄滅せ
たる計りが、市一で従来より明く来た、至急之を停
止せしめよとのことし有つたが、以て君は頑然として
承服せず、民衆の燈台を熄すべし、仮令多しとも是も又た
命をとりし命令に應じなむ、上司と其理居り如何とし
すべし、このか出来ず、遂に水産振興會長に謀り、會長より之
を消燈せしめよとせしむるが、君は亦是れ事情を會長に訴
せせられた、其時の會長は吾井伯常で、伯常は常々君の人
と為りて愛せられたれど、君の熱心なる計画に到るに止
まりぬ、海軍通信二省に交渉し、其許答を得ら
れ、遂に水産振興會の費用を以て大地の振興時、私設燈
台を建つることあり、之を君が承せられた、君は之を固

きて、實に燈塔行業にて喜された、以て従来より小燈を改造
し、實に燈臺を設けられ、君は其主義者も囑託せられた、
是が大地の燈臺の出来た由事である、工事竣工して、盛大
なる落成式を挙げられたが、其費用は君の私財を投
じたことか少くなかつたことを聞いてゐる。

君は振興事業の遺難頓挫ありて以来、家や後生の儲けと
いたく、生活に餘裕がたかつた、其案、燈臺のことと、其
く肩債を生し、其整理の方法が付かぬ、故に新嘗に赴き、有
力者を歴訪して援助を求められた、久しに滞在して居る間
大ニ燈の能く所となり、濫島として、旅舎も存せられ
た、其當時のことと、今尚胸向に往來して、暗燈を杜せ、待
た、燈臺建設の圖する君の功績も、往年の語有出版の地方

海つらみ波の勢こを見せれよきのと祝願書に添し月

明治四十一年一月一日君新宮の油屋の旅館に在りて

元旦

昔も今も代り富貴榮華の系傳に祝ふ今日の大福
異國に祝ふ初日よまたかぎり大あり原の本よりそ

下

田一三日

年比三日の朝万歳の歌をうた

と中事やみつの朝けのあまのさびに笑ふ門下を贈書

つ

同年七月霖雨のとき油屋旅館より書せられた歌

日この長雨よ六時や晴れをいれし日初を祈り

中を降りやわきまなき上かりく冷て吹流すよあり

よそのつれなきまかこ

晴れ祈り年契しおらりのふくれつら格おかしやふ

了雨すき

十の月未の四日の夕旅の宿りのあふらやまきはたれ

た珍敷に降りたれこ口をさむとやえ たねの湯海

隔海下流の跡にあふ君の物せられたる狂歌に中を沢山

と有るか懐しむことよな敷遠く見寄らぬ

(昭和八年七月三日東京墨部古巻紙大学中巻の富屋に

て申根の書稿)

昭和八年四月二十二日

遺稿

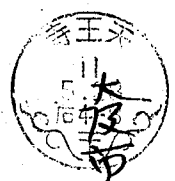
吾々久しく油屋旅館の二重二階に寝下す所の換り同古地
北に毎日盥洗する自下の洗面場の中へ便所を必自
通に又食事の女都京市團の江戸端の一角に映せられた
リ所々あり朝食睡の向ふ窓を概り右に六十態前
俯伏して殺せられたる事足す油屋の下婢の同共たり
多可前夜を寝るに夜更に訪ふ作更を語したる事一割
情ふたふ所より翌旦且多大事に出張して三輪塔を端殿
乗したる事海濱より宇岡旅館の主人を招きし事一引連
たはる事又新子屋あたりにて女衆の特別催言の窓の如
たか

昭和十九年四月十二日記

嶋野盛服君小傳

京都府上東区紫野石籠町元
中根武夫様方

きかは便郵
京都府上東区紫野石籠町元
中根武夫様方
中根太郎様
青念入



青念入

島野益服

大正帝天手寺区島野益服三

きかは便郵
和歌山縣東牟婁郡古座所
中湊
中根太郎様



島野益服

大正帝天手寺区島野益服三

拜復

去る六日の休日、豫て父の靈前に供へ置き候
御惠送の父の小傳玉稿、心靜かに拜讀仕り候
幾度となく讀み返して只々感涙にむせび候
家族一同にも讀みきかせ、不取敢復寫致し靈
前に永久に保存すること、致し候

切々たる御友誼は今に始めぬことながら只々有
難く、今は亡き父に代り私より衷心より深く御
厚禮申上候

父晩年の悲境に付、萬人の誇りありとするも
伯父上様一人の御眞情に依り父の靈は十二分に
満足致し候事と確信致し候

尚、内容に就ては私共承知せる以上に詳述せられ全く感激にたへず候、強て蛇足を附するの事無禮を許し願ひ候はば左の數項思ひ出され候間書並へることに致し候

一、明治四十一年頃、備後系崎の松江木材出張所に勤め、偶々大患に罹り、一面商人としての適性に乏しかりし爲か、約一年程にて辞職歸郷、再び郡役所に勤務致し候様記憶致し候

一、和歌は伊勢の井上頼文先生の教導を受け晩年迄作歌致し大阪には十數名の同好者を指導し之を樂しみと致し居り候尚、その當時の門下中村上英四郎氏は昭

規格 114

和十八年明治神宮献詠歌に全國應募者中より選歌第一席の光榮を得られ候父の靈に早々報告有之候

一、眞砂長七郎は祖父檢吉の兄と承知致し居り候

繰返し進言申し上げ候も伯父上様、伯母上様には御身御自愛專一になし下され度、有史以來のこの決戦を勝ち抜き輝しき平和到來の秋まで必ず長壽を保たさし様神かけ祈り上げ候

玉稿は一函日中に別送申上候間御受納被下度申添へ候

昭和十九年二月十日

頓首

盛文 拜

中根伯父上様

伯母上様

侍史

規格 1:4

島野盛脈君小傳

伝説

吾人の知る所ヲ以テスレバ近世に在リテ新嘗一人ニシテ社会ノ功績ノ
 多カリシヲ求ムルニ指テ居ルヲ得ニ、即其一ニ新嘗時浦ノ鐵道
 敷設ニ盡瘁シテ家産ヲ傾ケテ津田長四郎君アリ、其二ニ新嘗中野
 ニ教鞭ヲ執リ、傍ニ島野史研究ヲ精勵シ、之ヲ世ニ闡明セラレタ、島野
 芳彦君アリ、其三ニ新治ニ自治ノ貢獻セシレタ、後那智神社ノ
 衰退ヲ挽回シ、其基礎ヲ固メ、社格陞進ヲ達成セシメ、島野盛
 脈君アリ、三君ハ何レモ予ニ於テ、厚シク畏友タリ、然レトモ、今、其子
 不帰ノ客トナリ、徒ニ往時ヲ追憶シ、欽慕スル外ニ、誠ニ惜ム、又悲
 シ、又以テ自慰ムコト、セリ

ハ佐々木君、有田部長、轉任ス君ハ又伴ハ其左后、侍ニ
改替意ニテ數年、後佐々木君退職スルニト、ナリ君ハ再上東
年毒部後所、復帰ニテ舊職ニ就キ、市ト同班ニ列シ共ニ
番ヲ解ハ、新治ニ警務ニ任シ改善セラル、所少カラス、勤中神
社行政、加テ、其面目ヲ改メ、園縣ニ「社」タルニ有リ然レ、新治ニ屬セ
交送テ、其間ニ新治ニ赴キ、ラサレ、ナリ、於是、議相成ニ事相
答レ、ナリ、ナリ、先退職シ、君ニ示、斯レ、兩地ニ就ク、以時、事ハ
新治銀行、入り、ナリ、君ハ撰レ、新治所、助役ニ聘、ヤレ、其經
驗ヲ所務ニ屬、改良刷新セラル、新鮮ヤナラカレ、ナリ、所民、
君ニ期待スル所多ク、ナリ、カ、會ニ、郡智山縣社、又須美神社、社
ヲ、缺員ナリ、後任物色ニ、若シ、ナリ、重シク、關係者皆君ヲ以、
無ニ、適任者ナリ、トレ、招致セ、切ナルニ、ナリ、乃君ハ、熱意、未遂ニ、

之ニ、應スルニ、ト、ナレ、是君ヲ、擢頭、時、擢列、一、渾身ノ、材能ヲ、注
ス、ナリ、好箇ノ、事務ヲ、天賦、セ、ラレ、タル、也

又須美神社時代

須美神社、地上古キ、大社ニ、所曰、本言曰、新言曰、郡智
ナリ、ト、ス、以、三社、各、其、神、祭、神、ヲ、同、シ、シ、唯、彼、其、主、神、ヲ、差、レ、
テ、而、レ、テ、其、神、曲、結、ニ、於、テ、ミ、テ、同、職、レ、テ、著、シ、異、ト、シ、テ、何
ニ、古、来、皇、室、神、尊、崇、臨、シ、緋、紳、式、持、信、仰、奉、カ、レ、ト、ト、史
ニ、措、ニ、後、シ、明、古、所、ナ、リ、カ、明、治、維、新、后、改、政、新、際、本、言、古、語
中、社、ニ、列、セ、ラ、レ、タ、リ、新、言、郡、智、二、社、縣、社、班、ニ、止、マ、レ、リ、蓋、當、時
奉、仕、神、職、等、所、祭、神、所、事、歷、ヲ、辨、ハ、サ、レ、リ、皇、キ、ト、ナ、云、而、レ
テ、二、社、以、後、之、於、社、務、狀、態、ヲ、顧、ミ、レ、リ、新、言、其、下、ニ、多、ク、
巨、高、新、ヲ、比、フ、シ、以、テ、經、濟、裕、ト、ス、ル、ニ、郡、智、二、下、ニ、甚、シ、ク、力、亦

清弱ナリシニ因リ社費維持ニ於テ、舊録祈禱拜、類ニ類
ハ外ナリ古未廣ク世ノ間、タム大社ナリシモ維新ノ草創以來ハ
以テ社入ヲ減レテ維持答多クアラハレタリ、日常ノ奉仕志士
薄ク、所社殿ノ修理ナ、事録アルカレズ斯クテ年々衰退。
往路ヲ止リ、未ダ神社ニ奉仕ノ請有ク勿論一山ニ下者若何レモ
有心多シ、其ノ下即以社ノ前途ニ維持方法確立ト社格隆
進トシニ大難關ノ横シハレモ、ナリトモ也

由未銚野ニ社ノ領主ノ保護アリ、徳川氏中期以後ニ所謂
三山領所事業下、幕府助力ノ下莫大ニ利益アリ、財政裕チ
更ニ郡會ハ所有山林多ク、三山ニ最モ、ナリテ經營其豊チ
シ、明治維新ノ際三山領所尺多ク、奉仕ヲ回收不能トシ、所有山林
毫シ、官有ニ編入セラレ、上地林ノ帰リ社地トシテ、僅ニ境内ノ参道

トミトナリ従来財政ノ裕チシモノ一轉維持困難ニ陥リ、郡會ニ在
リテ、其モ大ナルモトナリ也

於是郡會大須美神社ノ興廢ハ一、上地林ノ下府ヲ得、外
ナキモノトナシ極力愛シ、盡心セントシ、以テ運動シ、多額ノ經費
ヲ要シ、其調辦ノ方法ニ苦シ、且、降新宮地方ニ特志者、或
効ノ曉利、吾々既テ条件トシ、其任ニ當シ、トスル者出テ所謂
渡リ、形モ、モノナレハ一山ハ、其交渉ヲ必答レ、特志者、向テ契約ヲ
結ビ、其下府請願書託レタリ、以テ未ダ其特志者、縁故ヲ求メ、事
理ヲ悉レ、百方カテ盡シ、名モ容易ニ、操ラズ、斯クモ、數星霜漸
ク、得ル、下府不許可ノ指令ヲ、然レトモ、事態ハ之ヲ告、ナレ、前
カレハ、更ニ行政訴訟ヲ提起シ、其由直ニ法廷ニ、争フコト、ナレ、前
局大府ヲ對テ、トシ、原被相争フコト、數年、止、却初ニ判明シテ

清弱ナリシニ因リ社費維持ニ於テ、養錢祈禱料ノ類ニ類
シテ外テ古未廣ク世ノ間、多ク大社ナリシモ維新ノ草創以來ハ
以テ社入ヲ減シテ維持容易ナラシムルニテ、日常ノ奉仕者手
薄ク、所社殿ノ修繕ヲ、事缺クアルヲ免カレズ斯クテ年々衰退シ
徑路ヲ延リ、神社ノ奉仕ノ請負、勿論一山ニ下者若何レモ
痴心多シク、堪ヘズ即チ社ノ前途ニ維持方法、確立ト社格陞
進トシテ大難關、横シレモ、ナラズ也

由未熊野三社ノ領主、保護アリ、殊ニ徳川氏中期以後、所謂
三山領所事業下、幕府助力、下其大ニ利益アリテ、財政裕シ
更ニ那智ハ所有山林多キコト三山ニ最モモ、カリテ經營甚豊ナ
シ、明治維新ノ際三山領所人等、學ヲテ回收不能トシ、所有山林
毫シ言有ニ編入セシメ、上山林ノ帰リ社地トシテ、僅ニ境内ノ参道

トミトナリ従来財政ノ裕ナリシモノ一轉維持困難ニ陥リ、那智ニ在
リテ、其甚大ナルモトナリ也

於是那智大湊美神社ノ興廢一、上山林ノ下所ヲ待テ、外
ナキモノトナシ極力愛シ盡瘁セントシ、多額ノ経費
ヲ要シ其調難ク方法ニ苦ミ、降新宮地方ニ特志者ヲ成
効ノ曉利ニ取テ条件トシ、其任ノ責シトス者出テ所謂
渡リ、船カモノ一山ハ、其交渉ヲ必若シ特志者ノ向ニ契約ヲ
結ビ其下ニ請願書送リテ、以テ其特志者ノ縁故ヲ求メ、事
理ヲ悉シテ百方カテ盡シ、答易ク、按テ、斯クモ、數呈霜漸
ク、得名ニ下テ不許可ノ指令ヲ然レトシ、事態ニ之ヲ告ヘ、其
カレハ更ニ行政訴訟ヲ提起シ、其曲直ヲ以テ、争フコトナレ、前
局大湊對テ、トシ、原被相争フコト數年、正邪初テ判明シテ

遂ニ神社例ノ勝利ノ帰レ上地林ノ其大羊ノ下房ヲ受テ得ル
コトヲ當初ノ目的ヲ達シテ一山ノ歡喜トシ關係者ノ満足トシ
神社ノ維持ニ一大光明ヲ齎レタリシカ世事福福ノ糾ル儘ノ如ク
劇ク短ルヘカラサルモノアリ即神社ト時志者トノ間ニ契約シテ奉
償金問題ニ責任ヲ課アリトナレ誓ヒ奉テ搜索トナリ司直ノ按察
ナリテ其弊ヲ摘峻嚴テ極ムルモノアリ不幸トシテ第一審ニ於テ犯罪
者ナリト判決ヲ受ケルニ至ル然レモ關係者ニ在リテ終レテ斯レハ私
曲ナキヲ以テ之ニ依リ得ルモノモ控訴ニ上告ニ幾度モ復審ヲ求メ
ハ手続ヲ盡シ暗雲四ニ垂ルニ送テ霧山ヲ掃ク一因不安ノ時ヲ
送レテ數年ニ及テ其間社司橋爪信一即氏病死シ後任尾崎
正背氏ニ暨ニ幾クテテ蓋シテ皆ニ多憤病恨其因ヲ為レタリトナ
ルガ、是ニ於テ其後継者ノ有為ニ材幹士ヲ得ルヲ急務ナリトナレ

博シ物色探求シテ未ダ君ヲ以テ無ニ適材トシ其門牆ヲ三顧セ
ラレテ至リタル也
君ハ沈思黙考シテ上奮然對難局ニ當リ、社前ノ故氣ヲ拂フ
決意ヲ示テ社司ノ職ニ就テ部下ヲ督レ關係者ノ聽キ具ニ従来
ノ經過ヲ精査研究シテ煩累ノ津城ヲ活セルヲ懐テ夙夜兼テ
權ニ懇到詞ヲ悉レテ一山ノ由來ヲ詳叙シテ事情ノ大冊ヲ作り
赤心ヲ吐露シテ行政上司ノ心情ヲ慰メ、且ニ上司ノ其誠悃ヲ認メ其
忠實ニ感レ遂ニ知事ノカマヲ以テ以難件ノ解決ヲ計ルコトナリ
然レモ社司直ノ手ニ在リ慎重ナル者當テ是レニ時力ハ無ク新
ウカ如クナルヲ得ナルモノアリ時ヲ費レ月ヲ累メ向テ時志者ノ首班ニ
人病苦ヲ厭ハス月直ト抗弁シテ為テ渣為不帰ノ答ヲナリシムアリ
司直ニ曲直ヲ判スニキ對テ申出ニ者ナキコトナリ緊要解決ニ便テ

傳ハコトナリトシテ、難國若、續、上司ノ裁断、多ク、便宜トナ
リタル誠ニ不幸中、幸トシテ一キカ
上司ノ裁断、其方針ヲ進メ、特志者ニ對シ、報償ノ率ツクニ
テ之ニ山林中、之ホコ分、若クハ久シキ間、糾紛、條解シ長
キ間、暗雲初メテ消散シ、神社ノ前途坦々トシテ、開ケ、快報
揮、積年ノ目的ヲ達スルニ至リタリ、是ニ於テ、一山ノ光景、春風至
リ、和氣、懐ノ歡喜、聲ニ溢チタリ、是レ偏リ、神明ノ加護、依リ
モ、ナル、キマ、若クハ始終、不屈、不撓、誠ニ盡力、致ス所ナリトシ
謂フ可キ也

一時、經理、困難ニ陥リ、又、復、長、神社ノ上、地、林、下、等、ヲ、得、其、基
礎、確、固、不、動、トシ、若クハ、即、上司ノ、謀、リ、技術者ヲ、招キ、廣大
山林、植、林、法、ヲ、定メ、増、殖、ヲ、計、輪、休、法、ヲ、定メ、社、費、ノ、出、達

ノ、用、ヲ、森林、林、収、入、ヲ、主トシ、其他、社、入、上司ノ、配、付、入、金、ヲ、併、ヒ、年々、
経、費、ノ、充、ツ、ツ、制、ツ、設、ケ、テ、永、遠、維、持、基、ヲ、立、テ、タ、レ、三、山、第、一、
第、二、三、ノ、社、格、ニ、一、躍、レ、シ、三、山、第、一、ノ、豊、裕、者、ト、シ、至、
維、持、基、礎、既、ニ、鞏、固、ト、ナ、リ、タ、リ、次、ニ、社、格、ノ、隆、進、ヲ、計、シ、上、司
ニ、請、願、シ、タ、リ、請、願、ノ、末、官、署、中、社、ノ、列、ニ、進、メ、ラ、ル、ニ、至、ル、若クハ、
喜、ヒ、ハ、勿、論、一、山、勸、告、澄、々、盛、況、慶、々、ル、ニ、由、リ、
若クハ、當、初、計、書、ニ、維、持、法、確、立、ト、社、格、隆、進、ノ、二、大、事、既、ニ、成、
シ、タ、リ、乃、社、名、ヲ、耶、智、神、社、ト、改、メ、進、メ、テ、社、殿、ノ、修、理、修、造、ノ、
擴、張、社、務、所、ノ、増、大、祭、神、堂、ノ、整、理、奉、仕、一、率、併、着、々、ニ、テ、又、
行、政、長、レ、テ、又、其、舊、額、ヲ、改、メ、又、久、シ、ク、祭、神、堂、ノ、田、樂、舞、曲、ヲ、採
存、セ、ル、者、第、二、索、メ、テ、幸、フ、レ、シ、之、ヲ、價、典、シ、古、文、書、ノ、民、間、ニ、移、故
シ、タ、ル、ヲ、佳、ホ、ク、シ、テ、社、名、ニ、變、シ、タ、ル、祭、神、堂、ノ、改、善、セ、レ、ル、事、項、枚

此中、遠くアラスカ而シテ其古又書ハ考古、治料トシテ學者同ニ喜
ミ田樂ハ四方上下拜觀ヲ嗜リ者相次キ都邑ニ出濱ヲホメテ
杯世ヲ益スルモノヤラス

學問者ノ晩節

久シク疾風怒濤、如キ艱苦ニ悩ミテシテ又須臾神社ハ既ニ和風
波、航路ノ進ムコトナリ社名ニ亦智神社ト改稱シ經理ニ奉仕
ニ結古ハ盡誠ニ近似スルニ至リタリ好事者多ク又復不測ニ禍難
ニ襲フ所トシテ何ゾ木材價格暴落是ナリ又一事然野ノ産業者
大ナク斃テテ子ハ木材業者ノ例ニ人主罷業者ノ破産相次キ其影
響亦智神社經濟ノ主要財源名所、森林收入ノ削減ニ未ク悽
状ヲ呈シタリ是レ實ニ不測ノ難關ニシテ寧可以下其救済ニ苦心百端
至ラザル所ナキヲ痛切充塞其方法ヲ得ズ其窮狀歲月ト考ニ加

重シキ事ニ然レトシ經常費人盡ニ充テ越債ト上司之ヲ許サレテ整本
財産ノ轉用ニ亦上司ノ答レシレナキ非ズ年度内ニ融通年度
ヲ越スルニ條存ノ餘裕ヲ得スレニ年々加重シテ新築ニ集常備ト
變シ基本財産ノ使用消費ト成ル若當初程能ク編造ノ行ハレ
ラレバ、痕跡ヲ留メテシテモ材價下落ノ著シキト其回復迄未
例ヲ述ラズレテ逐年次第衰低下ノ慘狀ヲ呈シタルヲ以テ職責等施ス
ハキハ集常備トシテ若苦堪ヘカ折節 務メテ君ノ材能ヲ好ミ之ニ禍ニ
ト止ルモノトテ上司ヲ救済シ其利ヲ發シテ至レ是ニ於テ上司ヲ突然
那智神社ノ出納検査トシテ基本金消費ノ指摘トシテ適切
ナル方法ヲ謀ルニキ必要ヲ生レタリ原是君カ一録ヲ私シタルニ非ズ
材價暴落ニ禍マラレ社營ニ支持ニ若シキハ依ニ結果トシテ事情ハ
之ヲ認容セズルニキニ都アルヲ以テ基金ハ私財及他カヲ假リテ之ヲ補

堪シ且自、其責任ヲ引キテ、社司、任ヲ辞ス。至リ、君ト其初、
於テ終末ヲ至リ、断テ、新ニ、家買ヲ、承リテ、適法ノ、葬ニ、出テ、タラシ、
ハ、其能ヲ、招致セ、スレテ、免カレ、ルナ、シ、是、レ、後日ニ、於テ、之ヲ、論、ス、
口ニ、ス、ル、符、所、シ、テ、何、人、ニ、テ、モ、高リ、多キ、徑路、ヲ、思ヒ、最、モ、惜、ム、
シ、最、モ、悲、ム、ハ、キ、コト、ナリ、ト、ス、
又、君ノ、最、モ、君、ヲ、得、ワ、ラ、シ、レ、ル、彼、ハ、上、地、林、下、房、ノ、跡、其、完、キ、コト、期、ス、
ラ、シ、神、社、財、政、ノ、基、礎、其、固、キ、ヲ、必、ス、ハ、カ、ス、畏、レ、ト、モ、社、格、ノ、コト、亦、如、何、
ト、モ、知、ル、ハ、カ、ス、身、絶、ハ、タ、ラ、シ、レ、ル、其、方、レ、ト、謂、フ、カ、ラ、ス、亦、當、時、ノ、事、態、
ヲ、請、式、ヲ、敬、ニ、ス、ル、カ、如、キ、今、モ、見、ル、カ、如、シ、ナ、ラ、シ、ヤ、在、テ、疑、ナ、ク、終、ハ、ル、ナ、
其、功、ノ、多、シ、レ、テ、大、キ、ト、思、フ、人、ノ、細、瑾、ナ、キ、ヲ、評、ス、キ、コト、ア、リ、タ、ラ、シ、ム、ニ、實、
假、ニ、救、レ、テ、其、職、ヲ、盡、サ、レ、ル、其、方、レ、ト、謂、フ、カ、ラ、ス、亦、當、時、ノ、事、態、
ヲ、想、像、シ、君、ノ、中、心、ヲ、付、度、シ、泪、襟、ヲ、潤、ス、ヲ、費、ハ、サ、ナ、リ、

嗚呼君ノ如キ時勢ノ變化ニ禍セラレ終生ノカク傾注シタル功業ニ
之ノ犧牲トセラル得タル至レルモノ不深ク其不幸ヲ悲ム
君明治六年ヲ以テ生レ仕途ニ在リト約五十年昭和九年官司
ノ退キ大坂ニ同居其十一年十二月十二日病ヲ暴ニテ卒シ年六十
四
配於留君鮎野勝清ノ和泉由松君ノ妹ナリ明治十一年生昭
和十九年一月十二日東京ノ高尾ニ卒シ年六十セ性オテ以テ勝
平カ義妹トナシ島野氏ノ嫁ナ
君ニ男ニ女ニテ長盛又君神宮皇學館ヲ出テ仙臺大學ヲ卒
業ス暫ク中學校ニ教鞭ヲ執リ後大坂市電氣局ニ專職ヲ任ズ
シカ先軍ノ跡ニ依リ福知山市ノ助教トナリ敏昭ヲ嫁レシカ在職二年
東京ノ電氣軌道統制會ニ入り現ニ其職ニ在リ次盛美君由孝

院中學ヲ卒シ大坂市電氣局ニ奉職中日支事變ニ應召シ戦地ニ
在リ長女茂子君ニ重婚有テ事訃鵜殿村山田辰清君ニ嫁ス
富村内ニ冠シト同ク之君生多ク子賢コレヲ陪文忠饒ナリト謂
フニ獨ニ女禮子君梅日氏ニ嫁レテ文斯ニ悲ムレ
予ハ君ト姻戚同僚ヲ結ブ而シテ甚交友親シキモト木魚ノ如シ志
氣相投合シ壯年ニ比日夕徵逐談笑相樂ニ身居相隔クシ
後ニ通信頻々互ニ胸臆ヲ傾ケシレカ君歿セラレヨリ心寂寥殊
ニ深シ今茲昭和十九年辛酉年七十四老衰漸ク加ハリ君ノ跡ヲ
追フノ日將ニ遠カラサントス以故ニ往時ヲ回顧シテ不文君ノ功業
ヲ記シ宗ニ傳レテ君ノ人ト爲リテ傳フコトセリ 昭和十九年一月三十
日於京都市上京區紫野石詠町ニ于ル香地寓居中根七郎識
豊野盛康君ニ傳 終

跋

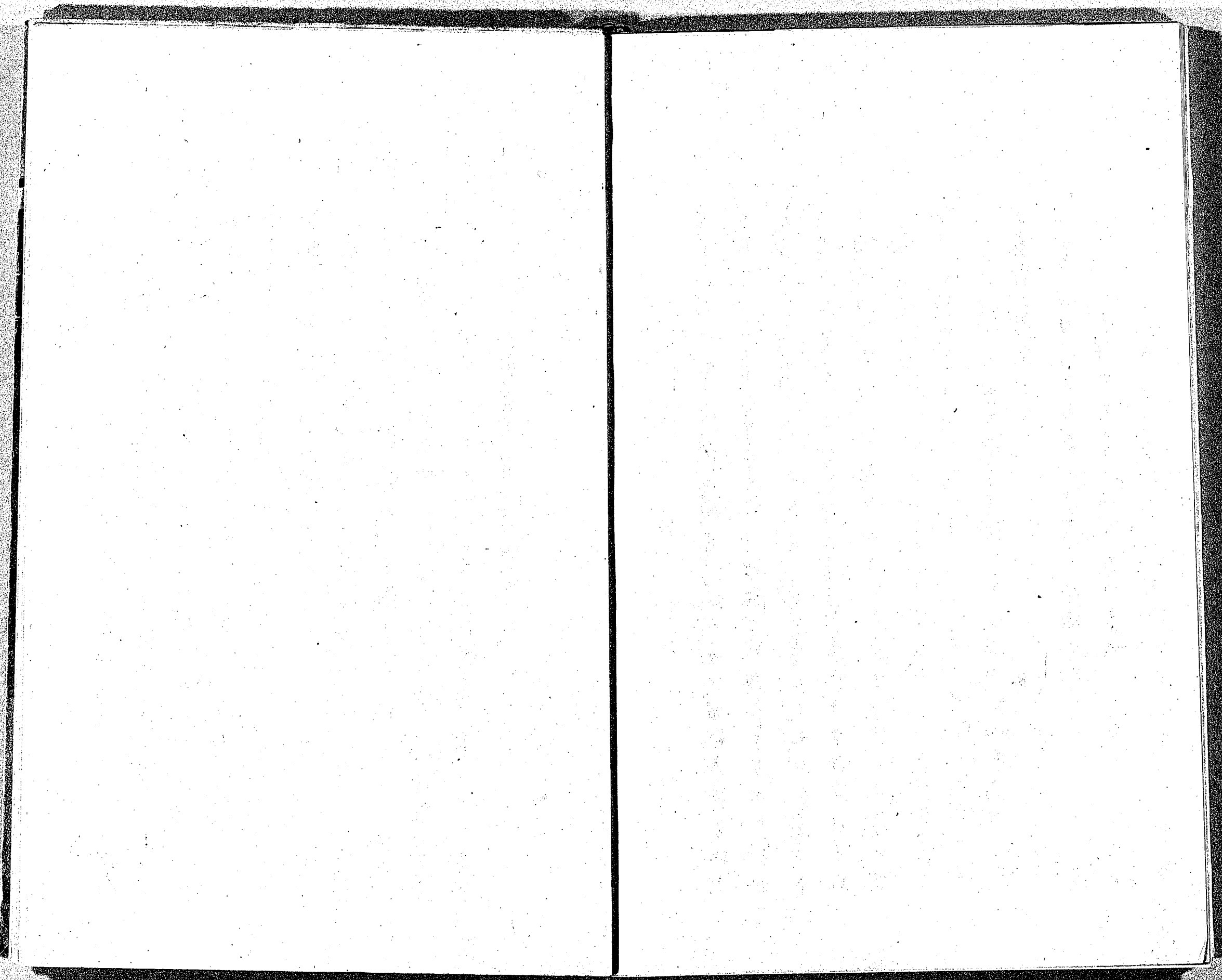
跋ニ代、豊野君ノ遺文一篇ヲ收メ其文澤ノ一斑ヲ閱フコ
トニセリ文ハ那智山飛瀧神社境内ニ東京ノ書家諸君春野
先生ノ詩碑ヲ建テタル際其碑陰ノ文ヲ書カレタリナリ其
全文

碑陰の文

筆の花の香いそよよ 藤けく 詩文またいと妙にみづら
しきは云ふいさらたりよのつねの文人墨客とそのま
いたうかけりて 大坂代を思ひ 大坂國を愛ふる志
いと厚く世を經むるの孝民を濟シの識しいとふかけれ
は名ある人々にその道の神トシテいふはやされ無入ら
れつうは山紫園の石に詩碑の春野やいふをあらりて

るやりの名は時次郎崎玉縣平左の人泉石大人の弟二千
慶應の二年に生じた父の大人帰郷氣節あり播中みな畏服
して偉丈夫とす経史を修めて造詣ことにふかく又詩
書に巧なり其母の若造澤氏は東の都に子男爵の君の
からとかやめは天章明報より切きとせり文章か
たふみよむし多好み又はやう春洞の門子入りて書を學
ぶ六朝漢魏唐宋の流をみそのおくかを窮めて一家を
たし名聲をみよあかればりやまた人とたり忠良に
謹直温順より一悟勤その門人を教へ導くよりいと懇を
りければ皆之敬ふ仰ぎ親しむ尊ぶやそのまら子
父を慕ふ如く教へ子の中にはすに世に名をたし
る大家に評多ありとせりはむわと國利の法民福の術

を講しまた苦學生に資を與ふるたしれそ 大布代の
神為けた人皆の美とすよきことには堪くはこらたきた
のしみと一筆々とし小懈り十段とし一倦り十著せり
書け書法三角論楷書格好論書家寶典たしこたくのふ
み皆文に世に行けりこの他稿を終へたるものやまたや
たりとそ何けれやのこの世にならりてその著述を
倉ねたらすかけさらには世に利益するところいかにか
からすや大正の己未の年か中の九日といふ日にゆ
かりたると年五十四にて身がかられはいとあたら
ともあたらしくいと悔しとも悔しを限りになむ善の君
久學千華姓と踏す上外足柄の聚族柳田伊豆守のまなむ
すめたり将門には将を出すとかや名内に名媛を出す



8 9 10 県立串本古座高校所蔵 中根文庫 資料番号 03965 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20

熊谷萬堂先生の事蹟記

熊谷萬堂先生は熊谷直實二十六世孫と云、書を喜み、儒佛
の學に通じ、嘗て東本願寺の寫の鏡寫となりしが、表見の故も
あることあり、辭して去り、後各地を周遊して知名の士と交り、野
々和歌山に遊み、有田郡の菊池海村翁と訪ひ、終つて海に没す
熊谷言地に到り、佐藤兩河氏の客となり、其知遇を受く、
依り上りて書を垂れ、書を讀み、文を論じ、政教諸語詞詳
釋をり、猶二とて傳ふ、於是、門生漸く進み、學風頓に興り、
門生中、こつ川村下露の學校長十田稼三あり、洋く師範を學べ、
其人と為り、其喜ぶ、毎週校舎の目を利用して、片道十里の山川
を渡り、一親しく、其教を受く、先生亦月熱心ならず、感一
指教時、懇切なる極む。

先生後、故有、為居在中、後、移、乃、新、字、遊、乃、
隆、甲、帰、此、那、智、の、清、川、村、に、至、り、一、宿、を、得、た、り、乃、方、池、古、登、
の、門、生、等、之、を、同、来、歸、を、立、り、一、宿、を、以、り、之、を、方、池、に、迎、へ、
と、旅、舎、に、安、臥、加、餐、し、一、靜、を、療、養、せ、ら、れ、乃、遂、に、起、ち、
去、り、乃、各、死、せ、ら、れ、乃、方、の、人、深、く、之、を、惜、み、乃、方、池、に、靈、臺、を、
建、つ、乃、墓、側、に、碑、を、立、つ、乃、其、勅、曰、く、

美、懐、之、工、下、詩、者、曰、志、泉、既、歿、之、三、年、其、徒、掃、墓、以、祭、之、乃、
撰、而、序、之、曰、諱、忍、字、士、海、号、萬、堂、美、懐、國、土、八、郡、墨、股、村、人、
少、學、鷲、峰、某、之、門、壯、游、江、蘇、復、息、於、井、先生、善、治、學、後、周、
遊、四、方、遂、卜、居、于、無、錫、高、池、止、殆、十、年、明、治、三、十、一、年、四、月、
二、十、二、日、病、歿、于、高、池、春、秋、四、十、有、五、君、性、嗜、酒、能、言、人、所、
難、言、旁、人、至、汗、泚、服、其、為、人、嘉、語、不、窮、不、語、往、事、故、無、識、其

父兄名者矣嗚呼

明治三十四年八月

野島修撰並書

先生自ら持するに嚴正し、一、又、を、曲、り、尋、を、直、さ、す、を、好、
み、人、を、責、む、れ、ば、激、怒、し、之、を、掬、揚、し、悪、お、れ、に、嚴、書、し、
之、を、假、借、す、温、容、の、裡、に、懷、恨、の、言、句、を、發、す、故、に、
人、之、を、懼、る、也、

一日、西、京、に、下、宿、し、一、京、都、の、一、カ、樓、に、詩、會、の、席、に、列、す、
小、野、湖、山、と、初、め、江、河、天、香、等、の、巨、匠、數、人、あり、天、香、翁、下、先、生、と、
見、り、一、村、夫、子、と、し、一、語、氣、輕、海、を、嘗、て、入、會、固、し、及、び、天、香、翁、
自、作、の、詩、を、書、し、色、戀、の、詩、を、先、生、未、嘗、し、進、不、辨、し、
且、一、種、口、墨、を、學、び、一、中、の、之、を、未、嘗、し、進、不、辨、し、
年、子、撰、す、政、常、一、カ、一、條、の、十、一、條、為、十、カ、也、

野島修撰
江馬天香

佐藤翁の事歴之概

佐藤新次郎翁は熊本に非ざるも特にお收めたり領徳碑あり
又之田原豊吉君の撰たり左記は新嘗の新聞紙より寫
す

佐藤翁領徳碑

佐藤新次郎翁は佐藤七川村の人系は奥外藤原系に傳はり
り七つ秀徳数代の孫佐藤左司則祐なる者元弘三年京に
上り大塔宮護良親王に仕ふ後楠木正成に屬し能野に
来住し其子孫傳は七川村佐田と承伝す翁幼く穎悟
十六歳佐田村呈正となり明治に至りて各種公職に歴
任して其功其職を曠みせず二十二年四月遷されし初
代七川村長となり其業を交通し教育に企劃經營に至り

さうなく終つて、村治の大計を構つて、有言上余の功
多き、居り十八年十月、縣會議員に當り、其後、累選、四期
信二、正論黨、選挙、皆、累、三十二年十月、終つ、衆議
を、負ひ、縣會、議長、に、推され、蓋し、異數、あり、と、十、任、滿、ち
て、郷、に、歸り、終つ、自、適、以、て、老、を、送、り、翁、謙、性、剛、直、自、ら、奉
ず、る、こと、を、喜、ぶ、薄、く、公、に、盡、す、こと、を、喜、ぶ、終、つ、老、を、終、つ、
く、す、不、至、り、而、し、操、守、益、堅、く、富、貴、し、く、淫、せ、ず、貧、賤、し、
ず、ら、す、或、時、一、居、す、十、真、の、國、士、の、典、型、を、具、へ、たり、と
いふ、きたり、大、正、十三年、九月、一日、病、し、没、す、享年、七十七
有、七、年、逝、り、已、ふ、十、週、年、墳、日、歸、人、相、謀、り、碑、を、建、て、以、て
追、慕、の、誠、を、致、さ、し、と、願、す、因、り、事、歴、の、梗、概、を、叙、し、其、遺、
徳、を、永、遠、に、表、す、べし、と、いふ

此碑、原、漢、文、田、原、慶、左、右、の、撰、題、額、は、政、界、長、老、岡、崎、邦
輔、翁、書、し、新、宮、方、寺、女、學、校、教、頭、小、谷、大、次、君、と、し、と、い
昭和九年三月二十日、新、宮、縣、立、第、一、女、學、校、に、設、置、し、た、り
大、正、十一年、十一月、一日、除、幕、式、を、行、は、し、と、いふ
市、社、長、の、頭、翁、東、半、善、郡、會、副、議、長、と、な、り、前、時、屢、次、翁、の、早
に、叩、き、その、熱、誠、を、評、場、に、異、彩、を、放、つ、政、時、代、の、郡、會、評、員、を、行、は、し、
所、村、を、一、派、の、人、を、選、び、たり、
翁、の、事業、を、村、内、車、道、開、通、と、し、七、川、村、を、古、谷、川、の、真、に、位、す、り、
廣、表、大、屋、評、大、と、多、山、林、村、に、功、地、に、明、治、の、中、期、に、各、大、字、を、繋、ぎ、
車、道、を、開、き、山、を、登、り、の、形、古、谷、知、品、の、移、入、を、便、し、た、り、こと、を、大、功、績、
と、し、り、東、半、善、郡、長、官、在、任、中、七、川、村、に、降、り、た、り、時、母、と、政、道、一、緒、の、
四、湖、に、奮、闘、し、たり、翁、村、内、語、者、古、谷、の、地、方、自、治、功、績、の、詢、答、書、

